

特別支援学校のセンター的機能における現状と今後の展望

—A 県立 B 特別支援学校の取り組みから—

清都 康雄*・菊池 紀彦**

Current status and future view in the center function of special needs schools

—From the efforts of one special needs school—

Yasuo Kiyoto* and Toshihiko Kikuchi **

要 旨

2007年の特別支援教育が開始されて以降、地域の小中学校において様々な実態の児童生徒への対応に苦慮する教職員に向けて、特別支援学校のセンター的機能の活用が推奨されている。センター的機能は、今後の地域における特別支援教育を推進する体制整備において重要な役割を担っている。センター的機能の取組に関する状況調査によると、相談および支援の実施件数は増加傾向にある一方、活用ができていない機能もある。

そこで、A 県立 B 特別支援学校における地域支援の実態を概観する中で、センター的機能の成果および課題について整理した。成果として、①支援や相談を通して特別支援学校と地域の小中学校との関係が深まり、センター的機能の充実や教職員の意識向上につながったこと、②特別支援学校の印象が肯定的になってきていることが明らかとなった。一方の課題については、①センター的機能の中で「保護者への相談・情報提供」機能が効果を発揮できていないこと、②地域支援の対象の事象のみで完結してしまい組織の変化につながっていないことが指摘された。

今後の展望として、地域支援を充実させることが教職員全体の知識技能の向上や環境の改善に繋がり、地域の小中学校における対応を可能とする中で、児童生徒の適応的な学校生活を補償できるようになること、情報発信の対象を教職員や関係者のみに限定せず、広く地域全体に向けてことで潜在的なニーズへの対応が可能となってくることが示唆された。その前提には特別支援学校における支援体制の拡充の必要性が確認された。

キーワード：特別支援学校、センター的機能、地域支援、情報発信、連携

はじめに

2007年4月の学校教育法改正により、これまでの盲・聾・養護学校から特別支援学校に一本化された。小・中学校においては、発達障害を含む障害のある児童生徒に対して、一人ひとりの実態に応じたきめ細やかな指導支援を行うこととなった。特別支援学級だけではなく、通常の学級においても、知的な遅れはないものの、LD、ADHD、自閉スペクトラム症などの発達障害のある児童生徒に対し、一人ひとりに応じた適切な指導支援を行うことが求められるようになった。そのためには、児童生徒を正確に実態把握する必要がある、指導方法や指導内容を工夫したりするなど、通常の学校においても高度な専門的知識が要求されることとなった。教職員は教科指導のための教材研究や学級経営

に必要な諸準備に加え、特別支援教育に関わる技能も要求されることとなり、対応に苦慮している実態があった。そのような状況に対し、特別支援学校のセンター的機能が発揮されることが期待された。

文部科学省(2005)は「特別支援教育を推進するための制度の在り方(答申)」において、特別支援学校のセンター的機能について、「今後、地域において特別支援教育を推進する体制を整備していく上で、特別支援学校(仮称)は中核的な役割を担うことが期待される。特に、小・中学校に在籍する障害のある児童生徒について、通常の学級に在籍するLD・ADHD・高機能自閉症等の児童生徒を含め、その教育的ニーズに応じた適切な教育を提供していくためには、特別支援学校(仮称)が、教育上の高い専門性を生かしながら地域の小・中学校を積極的に支援していくことが求められる。」と

* 三重大学大学院教育学研究科

** 三重大学教育学部

している。具体的には、「① 小・中学校等の教員への支援機能」「② 特別支援教育等に関する相談・情報提供機能」「③ 障害のある幼児児童生徒への指導・支援機能」「④ 福祉、医療、労働などの関係機関等との連絡・調整機能」「⑤ 小・中学校等の教員に対する研修協力機能」「⑥ 障害のある幼児児童生徒への施設設備等の提供機能」、の6つの機能が示されている。これらの機能が効果的に発揮されることで、地域の小中学校への支援が充実したものとなるよう、高い専門性を有した人材の育成や配置を行うなど、体制の整備が着実に進められてきた。

「平成27年度特別支援学校のセンター的機能の取組に関する状況調査について」(文部科学省, 2017)では、公立の特別支援学校における上述した6つのセンター的機能の取組について平成19年度から2年ごとの調査結果の比較が示されている。それを見ると、「① 小・中学校等の教員への支援機能」は平成19年度の相談述べ件数が87,685件(1校あたりの平均件数101.0件)であったのが、平成27年度においては145,102件(1校あたりの平均件数153.2件)となっている。また、「② 特別支援教育等に関する相談・情報提供機能」についても平成19年度の相談述べ件数が111,405件(1校あたりの平均件数128.3件)であったのが、平成27年度においては133,007件(1校あたりの平均件数140.5件)となっており、着実に相談件数が増加していることがわかる。このことから、地域の小・中学校等において特別支援教育に関わる相談先として、特別支援学校が候補となりうるということが周知されてきていることが伺える。一方で、「⑤ 小・中学校等の教員に対する研修協力機能」や「⑥ 障害のある幼児児童生徒への施設設備等の提供機能」のように、調査年度によって多少の増減はあるもののほとんど変化が見られない機能もある。理由としては、研修協力機能や施設設備提供機能について十分周知されていない可能性が考えられる。

以上のような実態を踏まえ、本稿においてはA県立B特別支援学校における地域支援の実態を概観する中で、特別支援学校のセンター的機能の成果や課題について考えたい。

地域支援の取組内容

A県立B特別支援学校はC市およびD市を校区に持ち、両市から通学する児童生徒への校内における支援を行うだけでなく、地域の小・中学校への支援も行っている。A県立B特別支援学校の地域支援における取り組みをセンター的機能の6つの機能に沿って整理すると以下ようになる。

1. 小・中学校等の教員への支援機能

これは「個々の幼児児童生徒の指導に関する助言・相談のほか、個別の教育支援計画の策定に当たっての支援など」(文部科学省, 2005)のことである。実際には、個別の教育支援計画の策定に関与することは稀であり、児童生徒の指導場面における困り感からの相談が大半を占める。

C市については、コーディネーター会議等に参加し、C市内の小中学校に在籍する支援の必要な児童生徒についての実態把握を一緒に行い、対応の仕方を検討している。C市はこのようなシステムを持っており、市内の支援を必要とする児童生徒の情報共有を一括して管理し、指導方法や今後の支援の方針を会議の出席者で検討を行っている。また、教育支援委員会において特別支援学校判定であったものの、地域の小中学校へ就学した児童生徒の学校生活の様子が聞けたり、地域支援で対応した児童生徒のその後の経過を確認することができたり、また支援にうかがう前に当該児童生徒の情報を持って相談に当たったりすることができるなどの利点もあった。会議の場における情報共有を通して発達支援センターなどの専門機関との連携を深めることもできた。

一方で、D市はC市と違って、直接本校に支援の相談が入ってくることから、相談に関わる内容を担任または担当者から詳細に聞くことができる。その結果、すみやかに支援および相談を行うことができている。また、一度支援が開始されると継続して行われるので、新規の相談と合わせて件数が多くなっていくことで今後の対応が難しくなってくることを予想される。加えて、D市の教育支援委員会において特別支援学校判定であったものの、地域の小学校へ就学した児童について巡回相談を実施することとなっているため、地域支援の実施件数のさらなる増加が予想される。

2. 特別支援教育等に関する相談・情報提供機能

これは「地域の小・中学校に在籍する幼児児童生徒や保護者への相談・情報提供のほか、幼稚園等における障害のある幼児への教育相談」(文部科学省, 2005)のことである。実際には、上述した支援相談の他にも、次年度の就学先の検討のための見学や体験、またそれに関わっては教育支援委員会への出席も取り組みの一つと考えられる。

学校見学会を年間1回程度(実際には設定日以外に依頼があった場合はその都度行っている)実施し、地域の保育所・幼稚園および小中学校等から保護者と幼児児童生徒、教職員等が参加している。A県立B特別支援学校の教育内容の紹介を行いながら、特別支援教育全般に対する理解啓発を行っている。また、就学先や進

学先の一つとしての情報提供を行うことも目的の一つである。

また、小学部および中学部において公開体験授業を企画し、希望者に参加してもらっている。実際に授業等を体験することで就学および転学に関する情報提供を行い、参考にしてもらったり不安の解消に役立ててもらったりして、円滑な移行につなげることを目的としている。就学先の決定に迷われている保護者および幼児児童生徒が参加することによって判断材料としてもらえるよう、複数日の体験日を設定しているが、近年参加希望者が増加していることがあり、参加してもらった教室の収容人数を超えてしまうことが珍しくなくなっている。

そのため、本来ならば次年度就学の参考にしてもらうため、1年生の教室を使用して体験を行うことが適当であるものの、承諾を得て違う学年の教室で体験してもらったり、あるいは別日程を検討したりするなどの必要がある場合もみられる。

加えて、教育委員会からの要請を受け、教育支援委員会に特別支援学校代表として出席している。就学先決定に関わる審議にあたって、認定就学者から認定特別支援学校就学者に制度変更したこと、また障害者差別解消法に明記されていること等の関連法制度の周知を図り、保護者および本人の意向を最大限に尊重することを考慮してもらえるよう毎年進言し続けた。働きかけを続けた結果、学校教育法施行令22条の3に該当するものの、地域への就学を強く希望している場合、「特別支援学校または特別支援学級」というように判定が行われるようになった。

3. 障害のある幼児児童生徒への指導・支援機能

これについては巡回相談や通級による指導が相当する。保育所・幼稚園および高等学校等からの支援相談は、各学校・施設等から直接受けることとなっている。小中学校と違って地域の教育委員会を介さないため、特別支援学校が相談先の候補としてあがりにくい可能性が考えられる。特に高等学校においては、校内における支援体制が未整備である場合が多く、支援相談にまでいたらないケースも多い。地域における情報発信を積極的に行うなどして、センター的機能を活用してもらいやすい仕組み作りを行うことが今後の課題である。

また、保護者からの直接の相談件数は少なく、就学前集団保育施設等とのつながりがない場合は、相談に対する敷居が高い可能性がある。積極的に情報発信等を行いながら、地域に開かれた学校づくりに取り組んでいく必要がある。

通級による指導については、県教育委員会からの委

託を受け、通級による指導担当教員を対象とした研修会を、夏季休業期間を中心に行っている。地域支援を行っている際に知り得たニーズや、担当教員に対して直接アンケートを行って、担当教員が知りたい内容を把握するなどして、研修会の講師の選定を行ったり、研修内容を考えたりしている。

最近では、小中学校においても自立活動の取り組みが増えてきているものの、そのノウハウについては十分とは言えないことから、自立活動に関わる研修会を設定することが多くなっている。また、C市およびD市の通級による指導担当教員が一堂に会する場となることから、それぞれの自治体における実態を報告したり、教職員が抱える支援指導に関する悩みを相談し合ったりすることができるため、有意義な研修会となっている。

4. 福祉、医療、労働などの関係機関等との連絡・調整機能

在籍児童生徒の個別の教育支援計画の策定やケース会議の開催における連絡・調整を行っているのが主であるが、実際に地域支援を行っている際に、特別支援学校が専門機関との連絡・調整を行うことも増えてきている。例えば、小中学校の特別支援教育コーディネーターが外部との繋がりを多く持っている場合は、どちらかという特別支援学校への支援依頼ではなく、むしろ子どもの実態から考えられる専門機関への相談を直接行うことが想定される。したがって、さらなる外部との接続が必要なケースでは引き続き仲介することもしばしばある。このようなコーディネーションこそセンター的機能の重要な役割の一つと言える。

5. 小・中学校等の教員に対する研修協力機能

小中学校の特別支援教育コーディネーターから夏季休業期間中の職員研修への講師派遣の依頼がくる。内容については、「通常学級において指導が困難な児童生徒に対する指導支援の方法について」や、「特別支援学級に在籍する児童生徒の教材について」などの実践的な内容を求められることが多い。しかしながら、いまだに「発達障害について」といった研修会の設定を求められることもあり、特別支援教育に関わる基礎的な理解が不十分である実態にも気付かされることもある。

また、小中学校の教職員が実際に特別支援学校を訪問して、特別支援学校で使用されている教材を直接見たいといった依頼や、児童生徒への指導場面を見て学びたいといった要望も少なからずある。そのようなニーズに対応できるような研修会の設定や情報の発信が今後ますます必要となってくる可能性がある。

6. 障害のある幼児児童生徒への施設設備等の提供機能

域内の小・中学校や高等学校および幼稚園等の就学前集団保育施設に対して毎年度当初に配布している教育支援事業の案内やホームページにおいて周知を行いながら、実際に貸し出し等を行っている。しかしながら、児童生徒への教材も貸し出しの対象となっていることはあまり周知されていないことや、大型の教材も含めどのようなものが特別支援学校にあり、どのように使用すれば指導支援に有効なのかはほとんど知られていないことから、今後の情報発信が必要と考えられる。

地域支援の実態について

A 県立 B 特別支援学校が行っている地域支援の実施件数を Table1 に示した。平成 26 年度と令和元年度における、校種別の実施件数からこの 5 年間の変化がわかる。まず、保育所・幼稚園（認定こども園を含む）および小学校の支援実施件数は概ね 2 倍近くに増えている。

保育所・幼稚園については就学先の候補として見学や体験に参加したり、就学に関わる相談を行ったりする件数が増加していた。特別支援学校のことはよく分からないが、在籍の園の教職員や教育委員会の担当者からの勧めによって来校しているケースも多くあった。このことは、特別支援学校についての情報提供を行う機会が増えたこと、地域の中における特別支援学校の存在を周知するためのきっかけになっていることが示唆される。しかしながら、幼稚園や保育所に在籍する支援を必要とする幼児についての支援に関わる相談や支援依頼の件数は依然として少ない。それは C 市および D 市に居住する幼児全体において、支援を必要とする幼児が少ないというわけではない。就学相談の件数が増えていることから分かる通り、特別支援学校を就学先の候補として検討する必要がある幼児は一定数いるにも関わらず、このような事実がある。理由として、保育所幼稚園等の就学前集団保育施設における、支援についての相談先に特別支援学校が候補としてあ

がりにくいということが考えられる。また、幼稚園および保育所等と小学校とでは、子どもの捉え方における教職員の意識に違いがあることから、相談にまで至らないケースも少なからずあることが予想される。いずれにせよ、特別支援学校と就学前集団保育施設との連携が進まない要因となっている。

小学校を対象とした地域支援の実施件数が増加している内訳としては、児童の支援に関わる相談が多数をしめ、中学部への進学への相談や見学等についても増えている実態がある。小学校の児童に対する支援についての相談が増えている要因としては、前述したように自治体における会議に出席して一緒に実態把握や支援の手立ての検討を行っていることから、小学校と特別支援学校それぞれのコーディネーター同士の関係が深まり、気軽に相談できる風土が形成されてきていることが伺える。さらに、児童の実態として、多様な特性を併せ持っていることや重度重複化していることなども考えられる。言い換えれば多様な実態の児童が地域の中に多数おり、これまで以上に児童の学校生活をより豊かなものとなるよう、教職員が児童の支援について深く検討し悩んでいることが相談や支援依頼の件数増加につながったと言えるだろう。

小学校からのもう一つの支援内容である、中学部への進学に関する相談がある。障害が比較的重い実態でありながら、保護者の強い願いから小学校の間は地域で学校生活を送り、中学部から特別支援学校を選択するケースは少なくない。小中学校間においてもスムーズな接続を目指して連携が行われているが、中学部進学段階における小学校と特別支援学校との連携はより丁寧に行われていると言えよう。また、小学校において途中で転学を希望する例もあるが、これについては大きく増加している傾向は今のところない。しかしながら、小学校における学校生活に不応が見られる児童（特に不登校の背景に何らかの障害による特性が理由として考えられるケース）も数多く存在していることもあり、学習保障の観点からも、転学に至らないまでも早期に支援の相談につながられるよう、特別支援学校からの情報発信をより広く行っていく必要性が感じられる。

Table1 A県立B特別支援学校の地域支援実施件数

種別	保育所 幼稚園	小学校	中学校	高等学校	その他	合計
平成26年度	43	105	10	0	0	158
令和元年度	81	187	63	0	5	336

中学校の地域支援実施件数はTable1を見ると6倍以上に大きく増加しているようにみえるが、実際には高等部へ進学した生徒がこれほどまでに増加したという変化がないため、この5年間で地域支援のカウントの仕方に変更があった可能性が考えられる。本来、高等部進学に関わっては教育相談を受けることから、相当数の件数がここに計上される。高等部の生徒数については、他の都道府県も含め大きく増えていることが知られているが、A県立B特別支援学校においては年度によって多少の増減はあるものの横這いという状況である。一方では、地域の中学校からの支援に関わる相談件数は若干ではあるが増加傾向にある。地域の小学校に就学した児童が同じ地域にある中学校に進学するケースは多い。小中学校間における情報の伝達が行われるものの、成長過程における子どもの実態の変化や環境の大きな変化から、これまでうまくできていた支援の手立てを引き継いだとしても、同様に効果を発揮しないことも珍しくないと考えられる。中学校の教職員についても小学校の教職員同様、生徒の支援について深く考慮し悩んでいることが容易に想像される。その結果として特別支援学校への相談につながっているケースが増加したと考えられる。

以上のように、保育所・幼稚園、小学校および中学校については実際に特別支援学校に相談や支援依頼を行うなどの連携が深まっており、特別支援学校のセンター的機能とうまくマッチングした成果と考えられる。一方で、高等学校における地域支援の実施件数は平成26年度において0件、5年後の令和元年度においても0件となっており、特別支援学校のセンター的機能がうまく効果を発揮できていない実態が浮かび上がっている。近年、高等学校においても特別支援教育コーディネーターの配置が進んでいることや（文部科学省、2017）、特別支援学校も含めた県立学校の特別支援教育コーディネーターが一堂に会する会議が実際に行われていることから、少なくとも高等学校における特別支援教育において進展がないというわけではない。また、高等学校における通級による指導も開始された。それにも関わらずこのような結果となった背景としていくつかの要因があることが想像される。一つは高等学校の教職員の多忙である。他の学校等ももちろん多忙であるのは言うまでもない。しかしながら高等学校においては、高度な学習内容による授業準備や生徒指導、進路指導において大幅に時間を要すると思われる。そのような状況の中、特別支援教育に関わる対応は後手にならざるを得ないというのが実態であろう。このような現状は生徒にとって決してよい状況とは言えない。高等学校においても、特別支援学校のセンター的機能を適切に利用できるような環境を構築し

ていくことが今後の課題と言えるだろう。

まとめ

以上のように、A県立B特別支援学校における地域支援の実際を、6つのセンター的機能に整理して記した。そこから見える成果としては以下のことが言えるだろう。

一つ目は、支援や相談を通して小中学校との関係が深まったということが言える。理由としては、特別支援学校が介入した児童生徒に良好な変容が見られたことやスーパーバイズを受けた教職員が肯定的な評価をしたことなどが考えられる。そのような実績が積み上げられることで、他のケースにおける相談先の候補となったり、教職員間の情報共有によって他の小中学校からの依頼につながったりと言えるだろう。センター的機能の周知徹底が小中学校の自発的な相談行動の増加につながったという報告（岡村、2016）もある通り、特別支援学校から積極的に情報発信を続けてきたことや、支援に関わる教職員がスキルアップに努めてきたことも、センター的機能の充実につながったのは言うまでもない。今後ますます気軽に相談し合える環境ができ、小中学校の教職員の特別支援教育に対する意識も高まっていくことが期待できる。

もう一つの成果は、支援を必要とする幼児児童生徒の就学先や進学先の候補として肯定的な印象を持って保育所・幼稚園や小中学校から提案されるようになってきているということである。障害の実態に関わらず地域での就学を保護者が望むケースはもちろん尊重されるべきであるし、特別支援学校に対して否定的な評価をする人が皆無になったわけではない。とは言え、学校見学会などの行事を継続して開催してきたことや「特別支援教育だより」を定期的に発行してきたことが、特別支援学校の印象の変化につながったと言えるだろう。

一方では、いくつかの課題も明らかになっている。この5年間における地域支援の実施件数が大幅に増加したことは先述したが、相談の主体の大多数は保育所・幼稚園や小中学校の教職員からである。言い換えれば、保護者からの相談の件数はほとんど増えていないのが実態である。このことは、特別支援学校に期待されるセンター的機能の「② 特別支援教育等に関する相談・情報提供機能」における「保護者への相談・情報提供」が効果を発揮していないということである。成果の一つとして、特別支援学校の印象が肯定的になってきていると評価したが、教職員等にとどまり保護者の意識の変革までには至っていない可能性がある。しかしながら、保護者に対しては障害の受容にも

関わることから簡単なことではない。特別支援学校における学習や行事等の活動内容や、在籍する児童生徒の活躍などを周知できるよう、様々な方法で情報発信を行いながら、地域とつながりのある特別支援学校を目指す必要があると思われる。

また、児童生徒に関する相談の一つひとつに対して支援を実施する中で、問題と思われる事象が解決の方向に向かっていった場合であっても、それはそのケースのみで完結しているということが実態としてある。支援を受けた小中学校の教職員の特別支援教育に関わる知識技能が高まることは、支援を行う特別支援学校の教職員にとって取り組みの充実を感じることに違いないが、組織としての高まりにつながっていないことが課題なのである。佐々木ら（2019）の報告によると、センター的機能の実施において「組織の変化に有効な方略」に即した内容が含まれていると、学校組織のエンパワメントの促進につながるという。小中学校が組織として主体的にセンター的機能を活用できるような働きかけも合わせて行っていく必要があるだろう。

特別支援学校のセンター的機能の今後の展望として以下のようなことが考えられる。まず、地域支援の取り組みをさらに充実させることは、子どもに関わる全ての教職員の知識技能を向上させるとともに、地域の小中学校における児童生徒の学習や生活の環境をも向上させることになると考える。その結果、それぞれの校内において即時の対応が可能となり、重大な困難が生じる前に指導方法や指導内容、学習および生活環境が改善され、児童生徒が適応的に学校生活を送ることができるようになると思われる。そのためには、特別支援学校の教職員の知識技能のさらなる向上が求められるのは言うまでもない。特別支援学校においても、実際に地域支援に関わる教職員は特別支援教育コーディネーターを中心とした校内の分掌の一つに所属するごく一部に過ぎない。これからのセンター的機能がますます発展するためには、学校全体で取り組むことが重要であり、管理職や他の分掌とも分担を図りながら取り組む必要があると言われている（岡村，2016）。どの教職員でも地域支援に関わることができるよう、自校の中だけでなく通常の学校における特別支援教育についてや、地域の実態についても高くアンテナを張り巡らせる必要があるだろう。そのためにも、地域に向けての情報発信だけではなく、校内においても地域支援の進捗状況を報告したり、スーパーバイズについての意見を求めたりするなど、情報共有を行っていくことが大切である。

また、これまでの「特別支援教育だより」を中心とした情報発信は、学校や施設等および自校に在籍して

いる児童生徒の保護者を対象としているものである。今後は、対象をさらに拡大していくために、地域の中にあるニーズを的確に把握することを努め、潜在的に困難を抱えていることが想定される校外の保護者等を意識した情報発信に努めていく必要があるだろう。そのような取り組みが充実することで、地域における支援を必要とする子どもたちを取り巻く環境がより快適なものになってくることが期待できる。

本研究は、A県立B特別支援学校の実践に限定していることから、今後は対象をさらに広げ、より詳細に検討する必要があると思われる。広域的に捉えることで、今後のセンター的機能がより一層充実したものとなることが期待される。

文 献

- 文部科学省（2005）. 特別支援教育を推進するための制度の在り方（答申）.
- 文部科学省（2017）. 平成 27 年度特別支援学校のセンター的機能の取組に関する状況調査について.
- 岡村章司（2016）. 学特別支援学校のセンター的機能を促す特別支援教育コーディネーターの役割：小中学校の巡回相談の実践を通して. LD 研究, 25(3), 338-348.
- 佐々木全・東信之・池田泰子・鈴木恵太・清水茂幸 菊池明子・佐々木弥生・田口ひろみ・高橋縁・上川達也・小山聖佳（2019）. 特別支援学校のセンター的機能による学校組織のエンパワメント促進. 教育実践研究論文集(6), 77-82.